

青森大学客員教授及び客員研究員規程

(趣旨)

第1条 本学の教育研究を向上させ、併せて国内外の教育研究機関との学術交流の推進を図るため、本大学に招へいする客員教授及び客員研究員に関する事項を定める。

(資格)

第2条 客員教授及び客員研究員として委嘱できる者は、次のとおりとする。

- (1) 客員教授 大学の教授の経歴を有する者、又はこれと同等以上の業績があると認められる者、並びに専門の学術技能に秀でた者
- (2) 客員研究員 大学の教授、准教授及び講師、又は研究所等の研究員の経歴若しくは同等以上の業績があると認められる者

(委嘱の期間)

第3条 客員教授及び客員研究員の委嘱の期間は、1年以内とする。ただし、1年ごとに更新することができる。

(業務内容)

第4条 客員教授及び客員研究員の業務内容については、学長がその都度これを定める。

(委嘱)

第5条 客員教授及び客員研究員は、理事長が委嘱する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。